

## 第2回 福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会 議事要旨

1 日時 令和5年2月9日(月) 13:30~15:30

2 場所 福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室

3 出席者 公益代表委員 3名(定数3名)  
労働者代表委員 2名(定数3名)  
使用者代表委員 3名(定数3名)

### 4 議題

- (1) 福井県眼鏡製造業最低工賃の改正額について
- (2) 結 審
- (3) その他

### 5 議事要旨

議題(1)の改正額の検討内容として、平成31年から令和4年までの最低賃金の上昇率を基本として、令和4年度の眼鏡製造業工賃実態調査の調査結果等を参考に、工賃額改定に関する審議を行った。

前回の審議にて、眼鏡製造業最低工賃の工程については、変更・追加等を行わないことが決まっているので、各工程に関する工賃改定額に関する審議を実施したところ、ろう付けの工程における「チタン」に係る工賃額を除き全ての項目について50銭から1円の金額改正が全会一致により結審となった。

これにより、当福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会長より福井労働審議会会長あて報告書が提出され、福井労働審議会会長より福井労働局長あて答申文が提出された。

なお、答申内容については、異議申出に関する公示を行い、異議申出がなければ、令和5年4月30日から改正される予定であることを確認した。